

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行日を定める政令案参照条文

○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年四月十八日法律第二十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。